

計数調剤について

平成25年8月26日

日本薬剤師会

薬局薬剤師による調剤行為

主な内容	例	調剤器具 や分包機 等の使用	実施の可否（現行）		【要望】
			薬局 （調剤室）	患家	
処方せん受付	・処方せん（原本）を受理	不要	○	○	—
疑義照会	・処方医へ連絡し、処方内容 などに関する疑義を確認	不要	○	○	—
自家製剤	・錠剤を粉碎して散剤 ・主薬を溶解して点眼剤を無菌 に製剤 ・主薬に基剤を加えて坐剤	要	○	×	—
計量混合	・散剤同士を計量かつ混合	要	○	×	—
無菌製剤	・注射薬を無菌的に処理	要			
一包化	・服用方法の異なる複数薬剤を 服用時点毎に分包化	要	○	×	—
その他	・PTPシートの状態（内用薬） または包装単位（外用薬） での取り揃え → 【計数調剤】 ・疑義照会の結果、計数調剤 した薬剤の投与量（日数分） を変更 → 【計数変更】	不要	○	×	○ 患家でも 実施可に

薬局構造設備規則

(昭和36年2月1日、厚生省令第2号)

第1条 薬局の構造設備の基準は、次のとおりとする。

- 1 換気が十分であり、かつ、清潔であること。
- 2~3 (略)
- 4 (前略) 調剤台の上にあっては120ルクス以上の明るさを有すること。
- 5 (略)
- 6 冷暗貯蔵のための設備を有すること。
- 7 かぎのかかる貯蔵設備を有すること。
- 8 次に定めるところに適合する調剤室を有すること。
 - イ 6.6㎡以上の面積を有すること。
 - ロ 天井及び床は、板張り、コンクリート又はこれらに準ずるものであること。
 - ハ 医薬品を購入し、若しくは譲り受けようとする者又は医薬品を購入し、若しくは譲り受けた者若しくはこれらの者によって購入され、若しくは譲り受けられた医薬品を使用する者が進入することができないよう必要な措置が採られていること。

(以下、略)